

XV. 臨床倫理コンサルテーションチーム

臨床倫理コンサルテーションは、患者さんにとっての最善や尊厳について意見が対立している、判断に迷いがあるなど、医療従事者が直面した臨床倫理上の課題について相談を受け、多職種チームとして検討し、助言や推奨を伝達する仕組みである。

臨床倫理コンサルテーションチームは、医療の現場で生じる戸惑いや迷い、ジレンマ等の話し合うカンファレンスの場で活動している。

臨床倫理コンサルテーションチームメンバーは、医師・看護師・薬剤師・メディカルスタッフの多職種で構成されている。倫理コンサルテーションや倫理カンファレンスをコーディネート・実施し、臨床現場に還元する。また、解決するアプローチを理解し倫理的対話やプロセスを重視し検討する。

XV-1 活動内容

2024年度は、臨床倫理コンサルテーションチームへのコンサルテーションは10件（地域の病院から外部コンサルテーション1件を含む）、うち多職種倫理カンファレンスを8件実施した。2021年発足後、臨床倫理コンサルテーションは専門看護師会（CNS会）を含めるとコンサルテーション合計217件、臨床倫理コンサルテーションチーム介入件数は合計26件である。カンファレンスでは、インフォームド・コンセントの手続き、救急領域、脳神経外科における積極的治療の継続・中止、認知機能低下時等の意思決定、輸血継続に関する可否、療養の場の選択、患者の意向と医療者、または患者・家族の意向の相違など臨床倫理4分割表を用いて検討している。

年度	臨床倫理コンサルテーション件数		相談部署数	件数のうち多職種参加
	臨床倫理コンサルテーションチーム	専門看護師会（CNS会）		
2021	4件	63件	17部署	19件
2022	3件	40件	19部署	20件
2023	9件	56件	13部署	19件
2024	10件	44件	21部署	31件

XV-2 コンサルテーション内容

- * 患者さんの意向と医療・ケア従事者の意向が対立する場合
 - * 患者さんが意思決定できない・できるかどうか疑わしい場合
 - * 医療・ケアチームのメンバー間で意見が対立する場合
 - * 患者さんと医療スタッフの合意内容が社会的通念や法律に抵触する懸念がある場合
- 意思決定能力に欠いた患者の生死に関わる判断や治療拒否、DNAR指示、病名や余命告知の是非、治療・検査・輸血・入院・退院等の拒否、指示不履行など「医療現場において迅速な判断を要する倫理的事案が発生」した際にコンサルテーション依頼する。

HV-3 手続きの流れ

